国立大学附置全国共同利用研究所・研究センター協議会規則

(名 称)

第1条 本会は,国立大学附置全国共同利用研究所・研究センター協議会(以下「協議会」 という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は,国立大学附置全国共同利用研究所及び研究センターの緊密な連絡と協力により全国共同利用研究の振興に寄与することを目的とする。

(活動)

- 第3条 協議会は,前条の目的を達成するため次の活動を行う。
 - 一 全国共同利用研究及び組織的連携研究に関する検討と提言
 - 二 大型基礎研究事業に関する検討と提言
 - 三 学術研究に関するPR活動
 - 四 大学共同利用機関との連携に関すること
 - 五 その他

(組 織)

- 第4条 協議会は,国立大学附置研究所・センター長会議の会員のうちの全国共同利用研究 所長及びセンター長を構成員として組織する。
- 2 協議会には、構成員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

(役員)

- 第5条 協議会に役員として会長1名及び幹事若干名を置く。
- 2 会長及び幹事は,協議会総会(以下「総会」という。)において総会の構成員の互選に より選出する。
- 3 役員の任期は1年とし,欠員が生じた場合の補欠の任期は,前任者の残任期間とする。
- 4 前項の補欠の役員は会長及び幹事で協議のうえ、会長が指名する。

(役員の職務)

- 第6条 会長は,協議会を代表し,協議会を総理する。
- 2 幹事は,会長を補佐し,協議会の運営に当たる。
- 3 会長に事故あるときは,あらかじめ会長が指名した幹事がその職務を代理する。

(総 会)

- 第7条 会長は,毎年1回定例総会を招集するものとする。
- 2 会長は,必要に応じ臨時総会を招集することができる。
- 3 総会の構成員は,第4条に定める者とする。
- 4 総会は,構成員総数の過半数が出席しなければ,会議を開き議決することはできない。
- 5 総会の議事は,出席構成員の過半数をもって決する。
- 6 国立大学附置研究所・センター長会議会長及び大学共同利用機関協議会会長・副会長

- の出席を求めるものとする。
- 7 会長が必要と認める場合には,構成員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。 (委員会等)
- 第8条 協議会に,特定の課題に関し調査分析,企画・立案等を行うため,特別委員会及び ワーキンググループを置くことができる。
- 2 特別委員会及びワーキンググループに関し必要な事項は,協議会の議を経て会長が別 に定める。

(事務局)

- 第9条 協議会の事務を処理するため,事務局を置く。
- 2 事務局は,会長が所属する国立大学附置研究所または研究センターの事務部門に置く。 (経費)
- 第 10 条 協議会の目的を達成するための活動に必要な経費は,その都度総会において協議 する。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか,協議会の運営に必要な事項は,総会の議を経て会長が別に定める。

附 則

この規則は,平成16年10月15日から施行する。

附 則

この規則は, 平成17年11月25日から施行する。

附 則

この規則は,平成18年11月22日から施行する。